

**コストの算定手法等に関するWG
これまでの議論の整理（親会への報告資料）（案）**

平成 2 9 年 5 月

目次

第1	情報通信審議会（答申：H27.9.28）において指摘された 郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定に係る課題	2
第2	情報通信審議会（答申：H27.9.28）において構築された 郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定手法の概要	5
第3	郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定手法の検討	11
1	ユニバーサルサービスコストの算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性	12
2	ユニバーサルサービスコストの算定の主体	13
3	ユニバーサルサービスコストの算定の頻度	14
4	ユニバーサルサービスコスト算定モデルの見直し	15
5	将来予測の手法	24
第4	今後の取組	27
第5	開催要綱・開催実績	29

第1 情報通信審議会(答申:H27.9.28) において指摘された郵政事業のユニ バーサルサービスコストの算定に係 る課題

ユニバーサルサービスの確保方策の検討の視点

<ユニバーサルサービスの意義・位置づけ>

- 郵政事業のユニバーサルサービスは、国民生活に必要不可欠なサービスとして位置づけられ、日本郵政及び日本郵便がその提供責務を負っている。
- 郵政民営化法の基本理念はユニバーサルサービス提供に当たっても考慮。
- 郵便局ネットワークとそのサービスは将来にわたって、国民生活・地域社会の貴重なインフラとして維持することが期待されている。

<ユニバーサルサービスの現状等>

- 現在、日本郵政及び日本郵便の経営努力により提供され、その水準を確保。
- ユニバーサルサービスコスト試算では、郵便役務は、約8割の赤字エリアのコストを約2割の黒字エリアの利益で、また、郵便局窓口業務については、約4割の赤字エリアのコストを約6割の黒字エリアの利益で賄っている。
(参考) 役務別ユニバーサルコスト試算
郵便役務:1,873億円、銀行窓口業務:575億円、保険窓口業務:183億円
※赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとするNAC法(Net Avoidable Cost:回避可能費用法)により試算
- 将来的に郵政事業を取り巻く環境が変化していく中で、将来にわたってユニバーサルサービスを確保するための方策の検討が必要。

短期的に検討すべき方策の方向性

<日本郵政及び日本郵便が取り組むべき方策>

- 経営効率化の推進
(ICTの利活用やBPR(業務プロセス改革)の徹底等による経営効率化)
- 郵便局ネットワークの活用による収益の拡大
(物流事業、不動産事業等の収益源の多角化、新規サービスの拡充(他業種・地方自治体等との連携、ICT利活用等))

<国が取り組むべき方策>

- ユニバーサルサービス提供に資する環境整備
 - 税制の特例措置(固定資産税等の特例措置、消費税の特例措置(関連銀行・関連保険会社の窓口業務委託手数料に係る消費税の特例措置))
 - 集配業務の効率化に資する環境整備(郵便受箱の規格見直の検討等)
- その他
 - 特定信書便事業の業務範囲の見直しによる影響の継続的検証
 - 日本郵政及び日本郵便におけるコスト削減をはじめとする経営努力の取組の進捗状況等を適切に確認し、必要に応じて監督・指導

中長期的に検討すべき方策の方向性

● ユニバーサルサービスコスト算定手法の検証

<検証に当たっては、以下の観点を踏まえることが必要>

- ・経営努力を前提としたコストの明確化
- ・外部環境変化の要因(人口減少の進行、超高齢化の急激な進展等)を考慮
- ・算定プロセス及び算定結果の透明性を確保 等

ユニバーサルサービスコストの算定手法の検証を進めつつ、次の事項を継続的に検討

- 郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定
 - ・国民・利用者の需要動向等を勘案した、サービスレベルの在り方を継続的に検討
 - ・料金は、サービスレベルの在り方も踏まえながら、継続的に検討
- 政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方
 - ・制度の政策目的や利用者ニーズ等も考慮しつつ、継続的に検討
- 郵便局ネットワーク(銀行窓口・保険窓口も含む)維持に係るコスト負担の在り方
 - ・諸外国の事例も踏まえつつ、継続的に検討

ユニバーサルサービスコストの算定手法の検証

次の観点を踏まえながら、ユニバーサルサービスコスト算定の意義、必要性及び活用可能性等を含め検討

- ・ユニバーサルサービスコストの算定に当たっては、日本郵政及び日本郵便の経営効率化やコスト削減努力等の経営努力を前提としたコストを明らかにすること。
- ・今回の算定モデルでは取り込めていないユニバーサルサービスの提供維持に影響を与える外部環境変化の要因（人口減少の更なる進行、超高齢化の急激な進展等）について考慮することも可能なモデルの構築を図ること。
- ・ユニバーサルサービスコストの算定方法については、サービスレベルの変化等の具体的な施策によるコスト削減の効果を試算に反映させる等、国民・利用者が郵政事業に期待するサービスの範囲・水準の中長期的な変化を踏まえた、国民全般にとって分かりやすい説明が可能となるようにすること。
- ・コスト算定に当たっては日本郵政及び日本郵便の決算等の実績データを用いることから、企業としての秘密保持にも配慮しつつ、当該データの整理方法についての一定のルール整備の検討等を含め、コスト算定プロセス及び算定結果の透明性を確保すること。

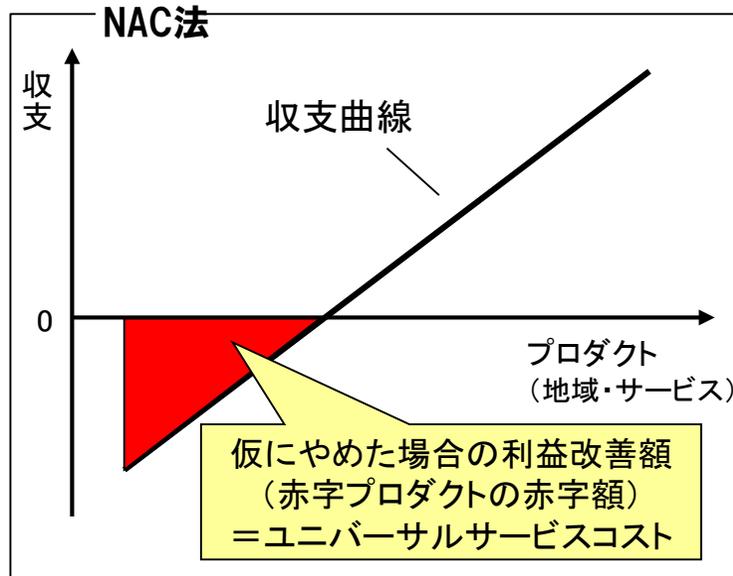
※「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方
〈平成25年10月1日付諮問第1218号〉答申」（平成27年9月28日情報通信審議会）から抜粋

第2 情報通信審議会(答申:H27.9.28) において構築された郵政事業のユニ バーサルサービスコストの算定手法 の概要

- 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定においては、①NAC(Net Avoidable Cost)法を採用するとともに、②PA(Profitability Approach)法による算定も可能となるようなモデルを構築。

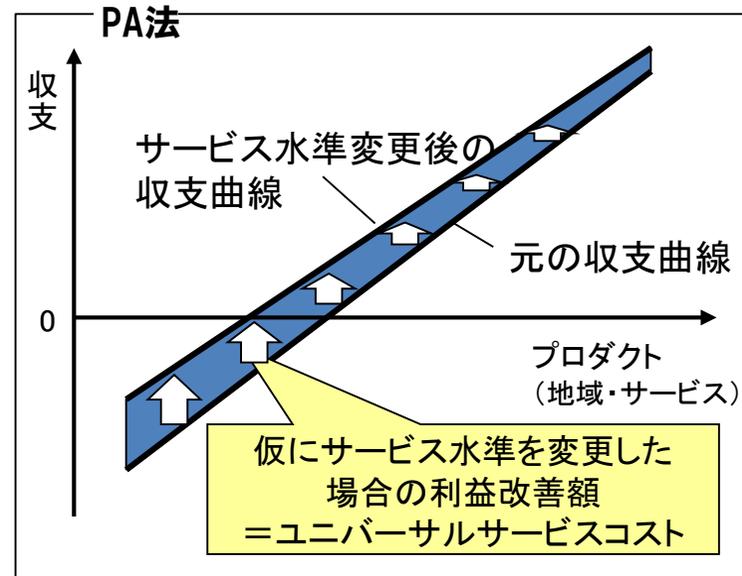
- ①NAC法: 仮にユニバーサルサービスの提供義務がなくなり、事業者が不採算地域・役務等のサービス提供を停止することにより、節約できる純費用(利益改善額)をユニバーサルサービスコストとする手法
- ②PA法: 仮にユニバーサルサービス義務が緩和された場合のサービス水準の変更により、利益水準がどのように変動するかを算定し、当該変動額(利益改善額)をユニバーサルサービスコストとする手法

■ ユニバーサルサービスコスト算定手法(NAC法、PA法)



考え方

- 赤字プロダクトを廃止した場合の利益改善見込額をユニバーサルサービスコストとする。



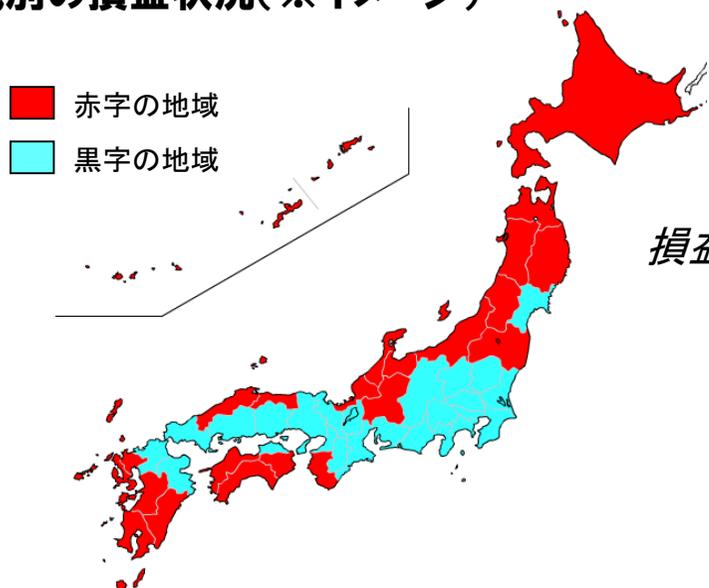
考え方

- サービス水準を変更した場合の利益改善見込額をユニバーサルサービスコストとする。

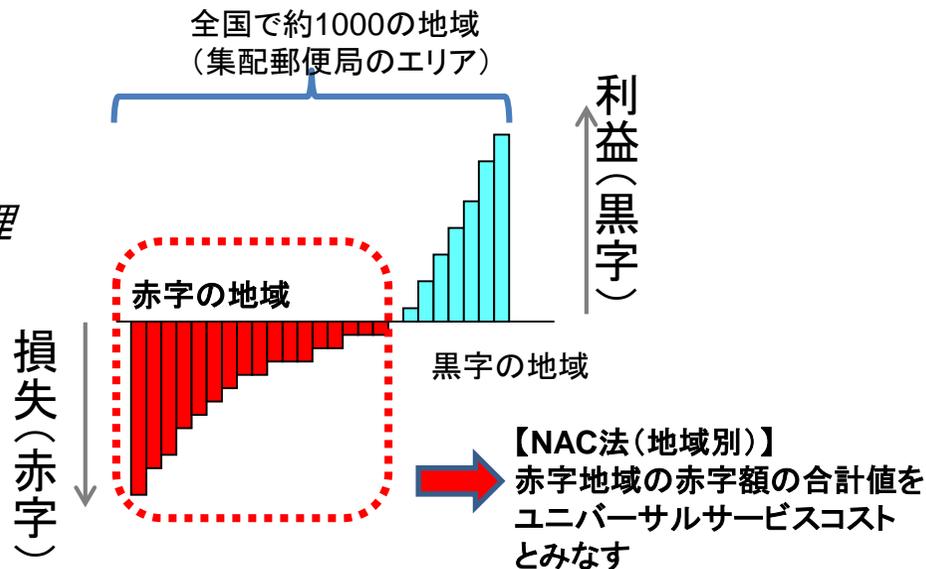
NAC法による算定の考え方

○ユニバーサルサービスコストについては、赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとする
NAC法 (Net Avoidable Cost: 回避可能費用法) により算定。

地域別の損益状況(※イメージ)



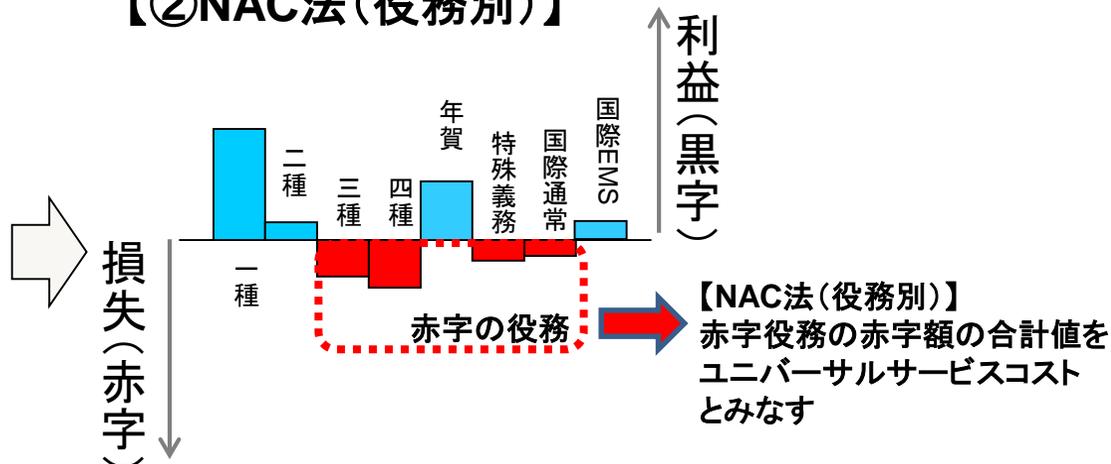
【①NAC法(地域別)】



役務別の損益状況(※イメージ)

役務	収益	費用	損益
第一種郵便	x,xxx億円	x,xxx億円	x,xxx億円
第二種郵便	x,xxx億円	x,xxx億円	xxx億円
第三種郵便	xxx億円	xxx億円	▲xx億円
第四種郵便	xxx億円	xxx億円	▲xxx億円
...			

【②NAC法(役務別)】



モデル構築の要件

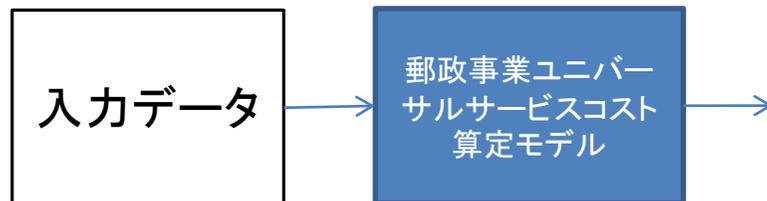
○日本郵便からのデータを基に、①集配郵便局のエリア(約1,000)単位で、②役務別損益を算定。

○役務別損益は、①郵便の役務(郵便窓口業務を含む。)と②郵便局窓口業務について役務別に算定。

※ 郵便の業務は基本的に集配郵便局エリア単位で実施されていること、また、郵便局窓口業務も集配郵便局に渉外社員が在籍し、エリア内の複数局にまたがる営業活動等があることから、集配郵便局のエリア単位で損益を算定。

地域別・役務別 損益状況

【ユニバーサルサービスコスト算定モデルのイメージ】



		郵便										銀行	保険		
		(役務別)										合計	うち 窓口分	窓口	窓口
		1種	2種	3種	4種	年賀	特殊義務	国際通常	国際小包	国際EMS					
地域1	収益														
	費用														
地域2	収益														
	費用														
...	収益														
	費用														
...	収益														
	費用														
地域X	収益														
	費用														
	収益														
	費用														
	収益														
	費用														

※ユニバーサルサービスである役務を算定対象とする。

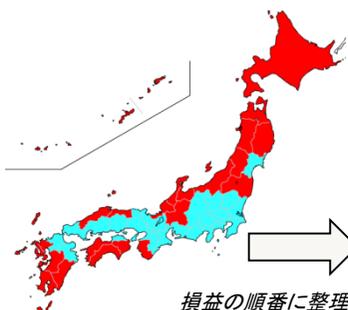
※「年賀」はユニバーサルサービスではないが、ユニバーサルサービスコスト算定には含める。

【モデルの主要な要件】

地域単位	集配郵便局のエリア(約1,000)単位	
役務単位	郵便	第一種郵便物、第二種郵便物(年賀郵便物を含む)、第三種郵便物、第四種郵便物、特殊取扱郵便物((義務的なもの)書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達)、国際郵便物(通常郵便物、小包郵便物、EMS)
	窓口	郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務
損益の算定範囲	郵政事業のユニバーサルサービスに係る損益	
効率性・サービス提供水準	現在提供されている郵政事業のユニバーサルサービス水準を所与として、その水準を維持するために負担しているコストの算定を行う	

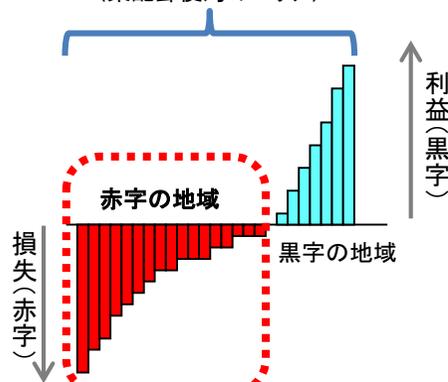
地域別の損益状況(※イメージ)

【①NAC法(地域別)】



赤字の地域
黒字の地域

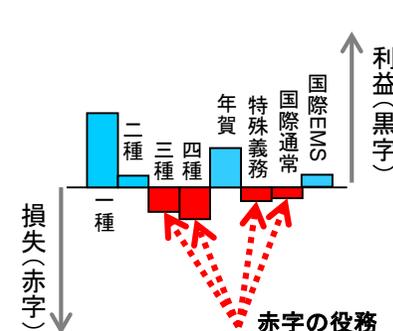
全国で約1000の地域
(集配郵便局のエリア)



【NAC法(地域別)】
赤字地域の赤字額の合計値を
ユニバーサルサービスコストとみなす

役務別の損益状況(※イメージ)

【②NAC法(役務別)】



【NAC法(役務別)】
赤字役務の赤字額の合計値を
ユニバーサルサービスコストとみなす

○ 諸外国では、おおむね、USP（ユニバーサルサービス事業者）が算定する場合は自らの負担を明らかにして支援措置要望の材料とすることを目的として、また、NRA（各国規制当局）が算定する場合は政策判断の材料とすることを目的として、ユニバーサルサービスコストの算定が行われている。

国名	目的	主体 (※)	頻度	方式	支援実績 の有無	算定額
米国	現行のユニバーサルサービスおよび独占範囲 に対して変更を加えるべきかどうかの判断材 料を提供すること	NRA	毎年	PA法	×	41.3億ドル (2014)
英国	政策判断の材料とすること	NRA	不定期	PA法	×	2億7,100万ポンド ⁶ (2006)
ドイツ	—	—	—	—	×	—
フランス	—	—	—	—	×	—
イタリア	政府予算からPoste Italianeに対して支出す る補てん額を決定すること	USP NRA	原則 毎年	NAC法	○ (基金・国庫補助)	2.62億ユーロ (2015)
スペイン	ユニバーサルサービスに対する補てん額を決 定すること	USP NRA	毎年	NAC法	○ (基金・国庫補助)	1.80億ユーロ (2014暫定値)
オランダ	PostNLのユニバーサルサービスの料金上限値 を決定するための材料を提供すること	USP	毎年	赤字額 (収支)	×	1.7億ユーロ (2010-2013の計； 2014以降は黒字化)
スイス	ユニバーサルサービスに対する補てんの必要 性の有無を判断するための材料とすること	USP	毎年	NAC法	×	3.92億スイスフラン (2014)
ノル ウェー	ユニバーサルサービスに対する補てん額を決 定すること	USP	毎年	PA法	○ (国庫補助)	4.18億クローネ (2015予算)
カナダ	—	—	—	—	×	—
豪州	Australian Postがユニバーサルサービス義 務により赤字を負担していることを示すこと	USP	毎年	NAC法	×	1.83億豪州ドル (2015)

※ NRA:各国規制当局（National Regulatory Authority）、USP:ユニバーサルサービス事業者（Universal Service Provider）
我が国においては、基金・国庫補助等の支援制度はない。

第3 郵政事業のユニバーサルサービス コスト算定手法の検討

1. 現状等

- ユニバーサルサービスコストは、ユニバーサルサービス義務に係る負担を定量的に明らかにするものである。
- 諸外国では、おおむね、①規制当局が政策判断の材料とすること、②事業者が自らの負担を明らかにして支援措置要望の材料とすることを目的として、ユニバーサルサービスコストの算定が行われている。
- 我が国では、事業者が提供するユニバーサルサービスの維持に関する大局的な判断材料を得るため、総務省の情報通信審議会において、ユニバーサルサービスコストの試算を行った。

(1) 規制当局がユニバーサルサービスコストを明らかにする場合

- 規制当局は、ユニバーサルサービスとして提供を義務づけるサービスの具体的な内容・水準について政策判断を行い、事業者におけるサービス提供を監督する立場にある。
- この立場からは、自らの行う政策判断や監督上の措置(規制緩和、サービス内容・水準の変更、料金変更の妥当性の評価等)の参考材料や政策判断の事後検証としての活用可能性、国民・利用者への情報開示等が考えられる。

(2) ユニバーサルサービス事業者がユニバーサルサービスコストを明らかにする場合

- ユニバーサルサービス事業者は、公的に義務づけられたユニバーサルサービスの提供を担う立場にある。
- ユニバーサルサービスの提供は、企業的経営の下で行われるものである以上、①企業的経営の下における採算性・経営上の負担を明確にすること、②利用者・株主等にその情報を開示すること、③その負担は独力で賄うことが困難である場合に一定の支援を求めること等が考えられる。
- 欧州では、ユニバーサルサービス確保のための措置として、事業者や国庫からの支出によるユニバーサルサービス基金の制度を採ることがEU指令で認められており、国庫で賄う基金の制度が運用されている国では、事業者は支援を要する金額を明らかにするためコスト算定を行っている。

2. WGとしての整理

- ユニバーサルサービス提供義務に係る負担を明らかにすることは、ステークホルダー(国民・利用者・事業者の株主等)に対する説明、ユニバーサルサービス確保のために必要な政策的措置や事業者の経営努力に係る検討等に資する。
- 我が国では、補助金等の支援措置が予定されていないこと、郵政事業に係る制度が、諸外国や電気通信とは異なり、競争事業者の参入により、会社間の接続問題がないことなど制度や競争環境が異なることに鑑みて、当面は、ユニバーサルサービスコストを国民・利用者に明示し、郵政事業のユニバーサルサービスの実態を理解していただくことを主目的として、ユニバーサルサービスコストの算定結果を活用することが適当である。
- また、将来的に、モデルの汎用性が高まれば、政策判断の参考材料や政策判断の事後検証としての活用可能性についても検討していくことが望ましい。

1. 現状等

- 我が国においては、総務省の情報通信審議会において、ユニバーサルサービスコストを試算している。なお、事業者自らは算定していない。
- 諸外国においては、おおむね次の二つに大別される。
 - － 政策判断の参考とする場合：規制当局が算定
 - － 支援措置を講ずる場合：ユニバーサルサービス事業者が算定

(1) 規制当局が算定する場合

- 規制当局は実際に事業を行っているわけではないため、ユニバーサルサービス事業者から必要なデータの提供を受けることが不可避である。
- このデータ提供を、規制当局と事業者の協力関係によって行う場合と、規制当局が事業者に義務づけることによって行う場合が考えられる。諸外国では、このデータ提供を事業者に義務づけている例がある。

(2) ユニバーサルサービス事業者が算定する場合

- 経営上の説明責任を果たす、経営効率化のため一定の措置を行う材料とするなど、事業者自身の行う措置のために算定する場合、事業者自身にとっての適正性の確保が必要である。
- 基金制度や補助金制度の導入、サービスの内容・水準やその料金の変更など、政府や利用者に影響が及ぶ措置のために算定する場合、その算定結果の客観性の確保が必要である。諸外国では、政府からの支出額を決定するために行うコスト算定について、事業者の算定したものを規制当局が審査するといったことが行われている例もある。

2. WGとしての整理

- 我が国では、「1 ユニバーサルサービスコストの算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性」のとおり、現在の制度及び競争環境等を踏まえると、当面は、事業者の協力を得て、規制当局がユニバーサルサービスコストの算定を行っていくことが適当である。
- 一方で、現に、ユニバーサルサービスを行っている事業者として、その実態を自ら算定し公表することが望ましいとの意見や規制当局が算定する場合であっても事業者から必要なデータの提供を義務づけることが望ましいとの意見があった。したがって、事業者の積極的な協力を求める必要がある。

1. 現状等

- 我が国においては、総務省の情報通信審議会において、平成25年度(2013年度)のデータに基づき試算を行い、その結果を平成27年度(2015年度)に公表した。
- 諸外国においては、毎年定期的を実施している国とアドホックに実施している国がある。前者は、支援措置が導入されていて、その運用のために事業者が毎年算定を行っている例が多い。

(1) 規制当局が算定する場合

- 米国では法令により毎年の算定が義務づけられている一方、英国では規制当局がアドホックに算定している。
- ユニバーサルサービスを確保するための政策的措置(規制緩和、サービス内容・水準の変更、料金変更の妥当性の評価等)を行う場合には、その措置の影響について定量的に評価するためコスト算定を行う意義があり、直ちに政策的措置をとらないとしても、ユニバーサルサービスの現状について定量的に把握し国民に対して明示するために定期的にコスト算定を行うことも考えられる。
- いかなる頻度であっても、事業者からのデータ提供が必須となり、膨大なデータであることから、事業者にも多大な負担が生じることになる。
- 我が国の現状では、データ提供について、事業者の協力を前提とせざるを得ない。

(2) ユニバーサルサービス事業者が算定する場合

- 支援措置が導入されている国では、その運用のために毎年行っている例が多い。
- 支援措置が導入されていない場合も、ユニバーサルサービスの提供に伴う負担が経営努力だけではまかない得ない状態になった場合に支援措置を要望するために算定を行うことは考えられる。

2. WGとしての整理

- 我が国では、事業者の協力を前提とし、事業者からの膨大なデータ提供が必要不可欠であり、そのためには、事業者にも多大な負担が生じることになる。また、膨大なデータを処理し、算定を行い、その結果の検証には多くの時間を要することになることを踏まえると、定期的な算定を行うのではなく、事業環境の変化等を踏まえた、アドホック的な算定を必要に応じて行うことが適当である。

4 ユニバーサルサービスコスト算定モデルの見直し(全体)

1. 現状等

- 情報通信審議会において、平成27年度(2015年度)に公表した郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルは、郵便役務のユニバーサルサービスコストを算定する「郵便モデル」と、郵便局窓口業務(郵便・銀行・保険窓口)のユニバーサルサービスコストを算定する「郵便局窓口モデル」から構成されている。
- 郵便モデル、郵便局窓口モデルは、NAC法を採用するとともに、郵便モデルについては、PA法による算定も可能となるように、地域別・役務別の収益・費用・損益をボトムアップ方式で算定する方式を採用している。

2. WGとしての整理

- 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルについて、特に確認を要する項目とした「(1)算定手法」「(2)郵便・物流ネットワークの再編によるモデルへの反映方法」「(3)コスト算定の地域単位」「(4)収益の配分方法」の検討課題を含め、情報通信審議会でのユニバーサルサービスコストの算定手法を検証した結果、日本郵便の経営効率化の取組を反映するために、一部改善する必要はあるものの、おおむね情報通信審議会で示された手法に従って、次回の算定をすることが適当であり、したがって、情報通信審議会で試算したユニバーサルサービスコストは、現状における事業実態を踏まえた試算として、その傾向をみる上では、支障がないものであると考えられる。
- 「(1)算定手法」「(2)郵便・物流ネットワークの再編によるモデルへの反映方法」「(3)コスト算定の地域単位」「(4)収益の配分方法」の個別の検討結果は、次ページ以降のとおり。

4 ユニバーサルサービスコスト算定モデルの見直し

(1) 算定手法

1. 現状等

- 郵便モデル、郵便局窓口モデルは、NAC法を採用するとともに、郵便モデルについては、PA法による算定も可能となるように、地域別・役務別の収益・費用・損益をボトムアップ方式で算定する方式を採用している。
- 情報通信審議会答申(平成27年9月28日)では、NAC法により赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとする考え方により試算結果を公表している。
- NAC法は、赤字の地域・役務に係る赤字総額を算定するものであり、要因の分析や改善策の検討に適している。
- PA法は、一定の措置を「シナリオ」とし、当該「シナリオ」が実行された場合の損益改善額を算定するものであり、サービスの内容・水準や料金の見直しといった政策的措置や経営上の措置について評価する場合に適している。
- 算定手法は、ユニバーサルサービスコスト算定の基本となり、NAC法やPA法など複数の手法があるが、採用手法が諸外国でも異なり、確立されたものがない。

2. WGとしての整理

- 情報通信審議会答申(平成27年9月28日)で採用した赤字地域や赤字サービスを維持するために要する費用をユニバーサルサービスコストとして算出するNAC法が国民利用者にとって理解がしやすいことから、引き続き、郵便モデル、郵便局窓口モデルともにNAC法のボトムアップ方式を採用することが適当である。
- また、郵便モデルについては、将来的には、サービス水準等の見直しの影響など、政策判断の参考材料あるいは政策判断の検証を可能とする観点から、引き続き、PA法のボトムアップ方式による算定も可能となるモデルとすることが適当である。

4 ユニバーサルサービスコスト算定モデルの見直し

(2) 郵便・物流ネットワークの再編によるモデルへの反映方法

1. 現状等

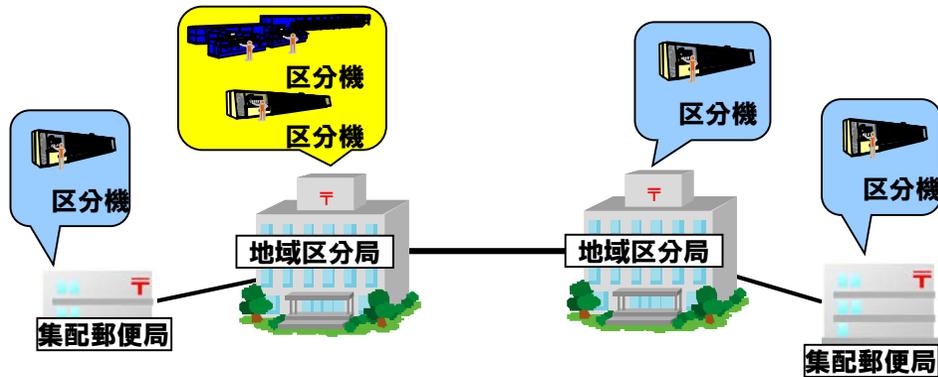
- 郵便モデルは、郵便・物流ネットワークの再編前のネットワーク構造に基づいて設計されている。
- 原則として、全ての集配郵便局において区分業務を実施する想定となっている。
- 郵便モデルでは、区分機は必要台数を設置、建物面積は必要面積のみ、という一定の効率化の仮定を置いている。
- 郵便・物流ネットワークの再編は、平成27年度から平成29年度にかけて実施される予定である。
- 情報通信審議会答申(平成27年9月28日)において、ユニバーサルサービスコストの算定手法の検証の際には、「ユニバーサルサービスコストの算定に当たっては、日本郵政及び日本郵便の経営効率化やコスト削減努力等の経営努力を前提としたコストを明らかにする」観点を踏まえることとされている。

2. WGとしての整理

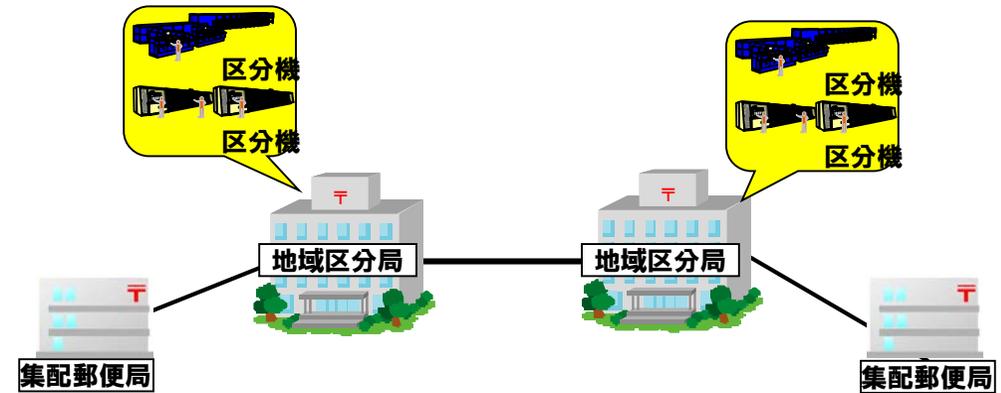
- 日本郵便の経営効率化の取組の中で、特に、郵便モデルに影響を及ぼす、日本郵便における郵便・物流ネットワークの再編の内容については、モデルでも採用することが適当である。
- この場合、郵便・物流ネットワークの再編は平成29年度までの計画となっていることから、できるだけ、日本郵便の効率化の実態を反映するためには、平成29年度までの再編終了後の状況を踏まえたモデルとすることが適当である。
- 一方で、再編終了前に、算定する必要がある場合には、その再編による郵便物数の流れが再編地域で一律同じように変わるものでないことから、すでに再編が終了した地域の状況を元に全体を想定したものとはせず、あくまで、再編された地域に限定したものとして反映することが望ましい。
- また、情報通信審議会答申(平成27年9月28日)での試算と同様、引き続き、区分機は必要台数を設置、建物面積は必要面積のみという一定の効率化の仮定を置いて算定することで、できるだけ、効率化を反映したものとすることが適当である。

- 集配郵便局内で行っている郵便物やゆうメール等の区分作業を地域区分局に集中し、機械化・簡素化を進めることで、郵便・物流ネットワーク全体の生産性を向上させるとともに、今後の成長基盤の構築等に資する。
- 老朽・狭あい化の著しい地域区分局は、高速道路付近の新築施設に機能を移転。
- 北海道・岩手・群馬・東京・新潟・静岡・岡山・広島・山口地域で、既に地域区分局が新設され、今後、福島・神奈川・鹿児島地域で新たに地域区分局が開設予定。

【 現在 】



【 再編後 】



- ・多数の集配郵便局内で郵便物等の区分作業を実施
- ・区分作業を行う区分機は集配郵便局に分散配置
- ・地域区分局、集配郵便局ともに荷物の増加等により狭あい化が進む

- ・郵便物等の区分作業を地域区分局に集中
- ・区分作業を行う区分機も地域区分局に集中配置
- ・地域区分局は十分なスペースを確保し、作業の機械化を進めることで物流機能を強化
- ・集配郵便局は区分機を撤去し、十分なスペースを確保。小規模なスペースはゆうパックの増加対応や賃貸スペース等に活用

4 ユニバーサルサービスコスト算定モデルの見直し (3)コスト算定の地域単位

1. 現状等

- 郵便モデル、郵便局窓口モデルともに、全国約1,000箇所の集配郵便局のエリア単位で設計されている。
- 郵便役務は基本的に集配郵便局エリア単位で実施されているため、郵便モデルは集配郵便局のエリア単位を採用している。
- 郵便局窓口業務も集配郵便局エリア内の複数局にまたがる営業活動等があること、また郵便モデルとの算定単位の整合性を考慮し、郵便局窓口モデルも集配郵便局のエリア単位を採用している。
- 日本郵便は、郵便局単位の損益管理を実施していない。
- NAC法により、赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとして算定する場合、地域単位の設定が必要である。また、地域単位の設定の仕方により、算定されるユニバーサルサービスコストが異なるとの意見があった。
- 「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」(平成25年10月1日付諮問第1218号)答申(案)に対して、日本郵便株式会社から、「ユニバーサルサービスコストの算定については、郵便サービスと窓口サービスの性質が異なる点にも配慮いただくよう」との意見があった。

4 ユニバーサルサービスコスト算定モデルの見直し

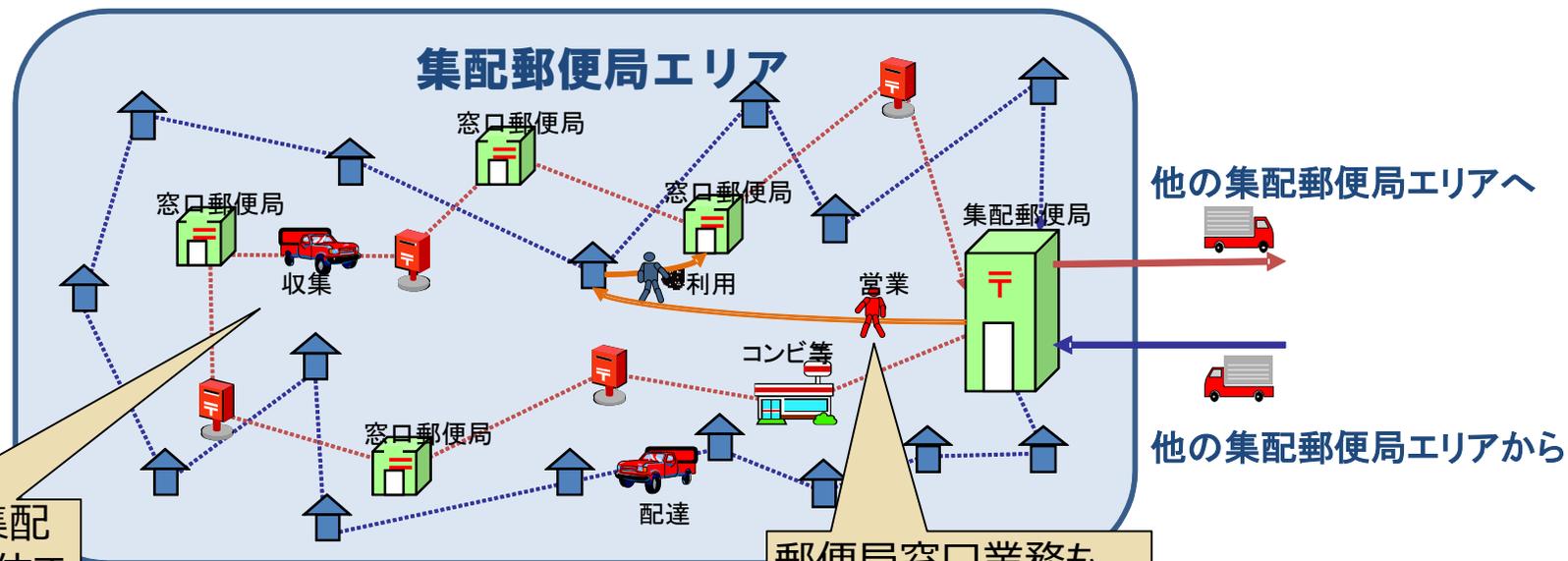
(3)コスト算定の地域単位

2. WGとしての整理

- 郵便業務については、
 - ① 集配郵便局が、当該地域で引き受けた郵便物を集約し、他地域へ配送する拠点であること、
 - ② 集配郵便局が当該地域への郵便物の配達についても行っていること、といった、郵便業務の実態を反映する観点から、集配郵便局のエリア単位とすることが適当である。
これは、電気通信事業分野におけるユニバーサルサービス制度の運用に当たり、加入電話に係るコストを、加入者回線を収容しているNTT東西の局舎単位で算定していることから鑑みて、適当である。
- 一方、金融窓口業務については、
 - ① 窓口業務は郵便局単位で行われているが、当該地域の渉外社員は集配郵便局に駐在し、集配郵便局エリアを対象とした営業活動等を行っていること、
 - ② 郵便局単位に対応した営業の地域単位がないこと、
 - ③ 窓口業務の収益は、ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険からの業務委託手数料であるために、その収益を郵便局単位で配分するための客観的な方法がないこと、から、郵便局単位でのコスト算定をすることは、現時点では困難である。
また、集配郵便局のエリア単位で行うことで、郵便と同様の単位で評価することができるというメリットもあることから、当面は集配郵便局のエリア単位で算定を行うことが適当である。
- なお、将来的には、現行の集配郵便局のエリア単位よりも細かくユニバーサルサービスコストを算定する単位として、市町村単位とする方法も今後の課題として検討することが考えられる。この場合、郵便モデルとは算定単位が異なる点については留意が必要である。

(参考) コスト算定モデルの地域単位

コスト算定モデルの地域単位



郵便の業務は、集配郵便局のエリア単位で引受・配達等が行われている。

郵便局窓口業務も、複数の郵便局にまたがる営業活動等が行われている。

4 ユニバーサルサービスコスト算定モデルの見直し

(4)収益の配分方法

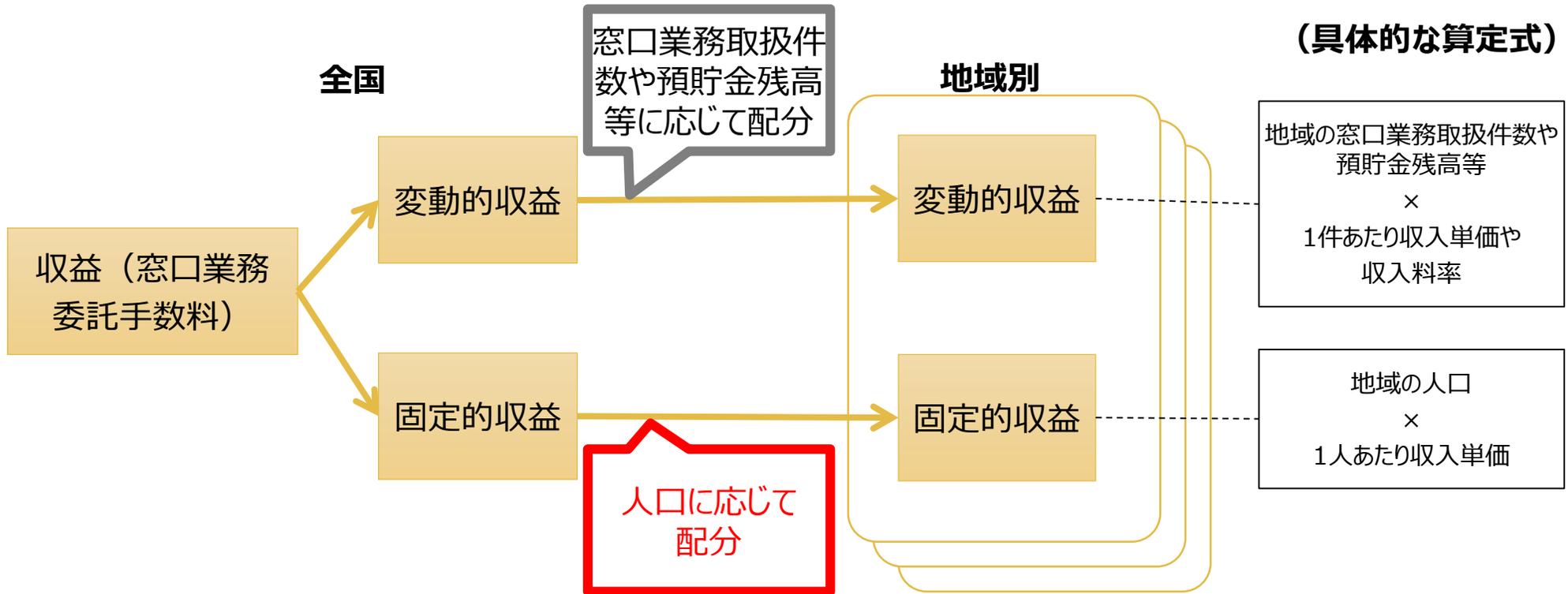
1. 現状等

- 郵便モデルでは、収益が地域に直課にできない場合に、収益を、経由する局ごとに、全国平均の工程別費用割合で配分している(経由地域別損益)。
- 郵便モデルにおいて、経由地域別に収益を一定の比率により配分する方法は、日本郵便において用いられている。
- 郵便局窓口モデルでは、収益(窓口業務委託手数料)は、変動的收益と固定的収益からなると仮定し、変動的收益は、預貯金残高、預貯金受払等の取扱件数、新規保険契約件数等に応じて配分し、固定的収益は、全国総額を集配郵便局エリアの人口比で配分している。
- NAC法により、赤字地域における赤字総額をユニバーサルサービスコストとして算定する場合、地域別の収益の計算も必要であり(コスト算定の地域単位と密接な関係がある)、収益については、地域に直課できない場合は、より地域の事情が反映できるような配分方法が望まれる。

2. WGとしての整理

- 郵便モデルについては、経由地点ごとに収益を一定の比率により配分する方法は、事業を営む日本郵便を含む運送業界において用いられていることから、考え方としては実態にもあっている。したがって、郵便モデルについては、引き続き、経由する局ごとに、全国平均の工程別費用割合で収益を配分することが適当である。
- 郵便局窓口モデルについては、引き続き、収益は、変動的收益と固定的収益からなると仮定した上で、変動的收益は預貯金残高、預貯金受払等の取扱件数、新規保険契約件数等で、また、固定的収益は人口比以外に適当な方法がないことから、引き続き、全国総額をコスト算定エリアの人口比で配分することが適当である。

郵便局窓口モデルにおける手数料の地域別配分



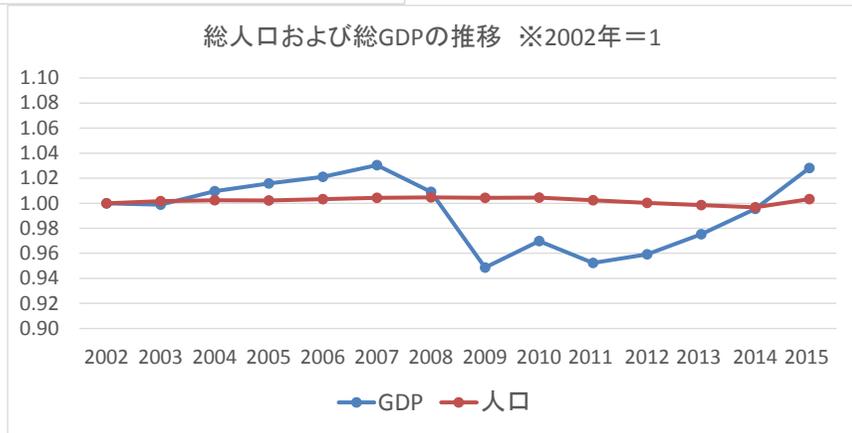
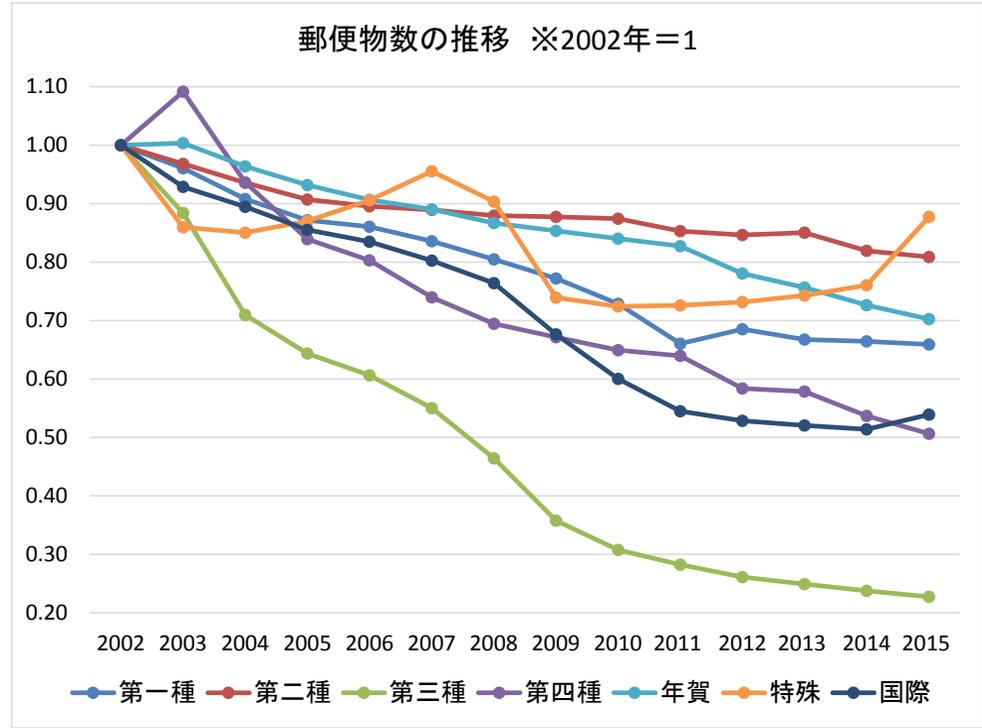
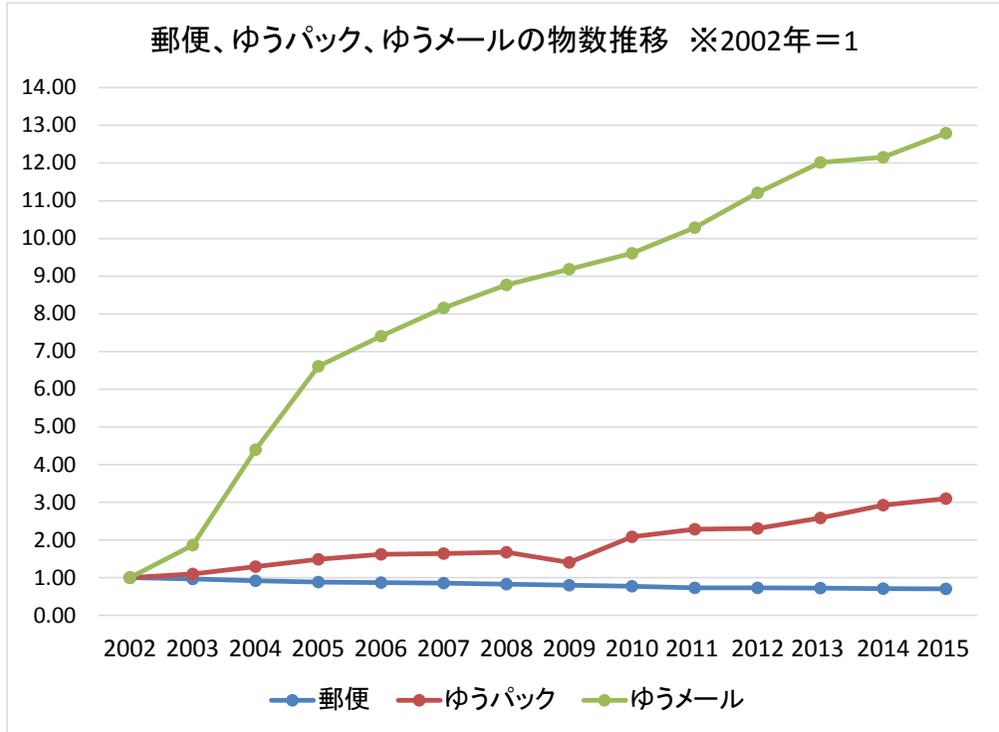
1. 現状等

- 郵便役務については、情報通信審議会答申(平成27年9月28日)において、過去10年間の郵便物の利用動向を踏まえた推計値に、平成24年度(2012年度)に実施した調査研究による直近の需要動向を加味した補正を加え、平成25年度(2013年度)を起点にして、上位、中位、下位のシナリオで、平成35年度(2023年度)まで試算している。
- 郵便局窓口業務については、情報通信審議会答申(平成27年9月28日)において、直近5年間の窓口業務委託手数料の推移に基づいて、平成25年度(2013年度)を起点にして、上位、中位、下位のシナリオで、平成35年度(2023年度)まで試算している。

2. WGとしての整理

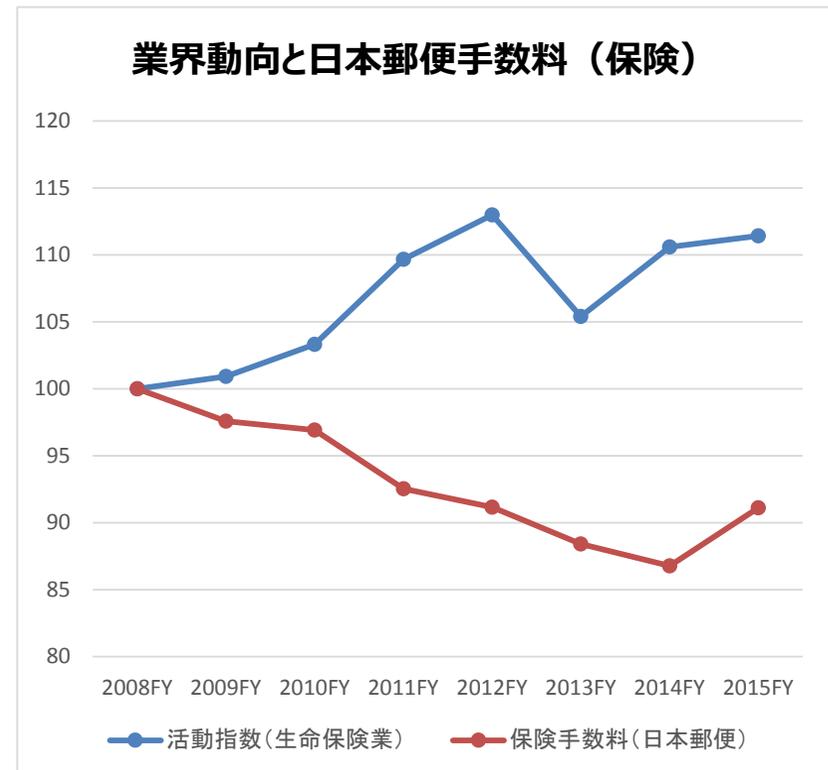
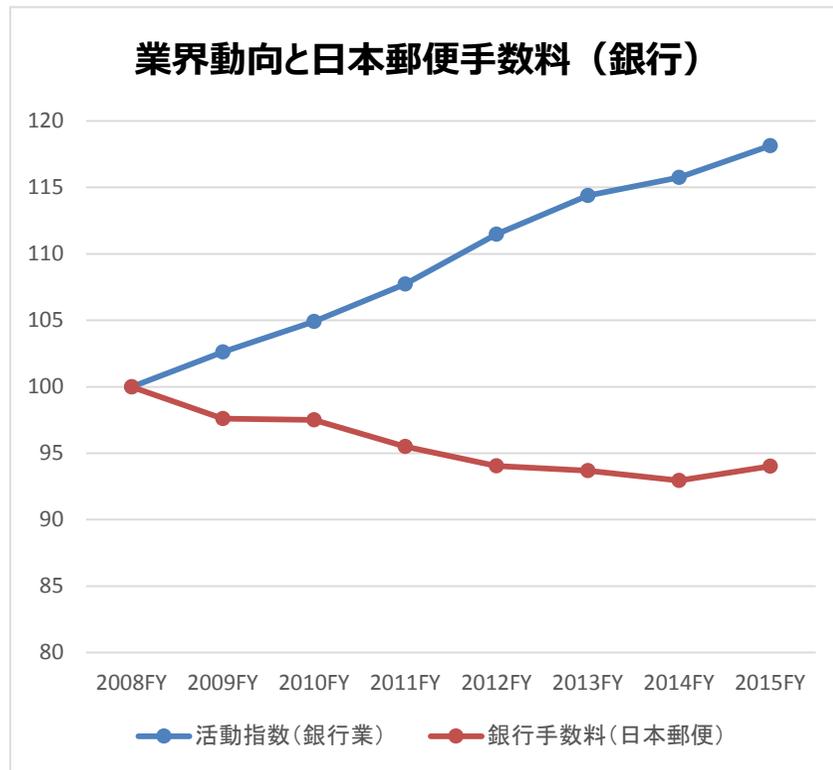
- 郵便役務については、GDPや人口動態(人口減少の更なる進行、超高齢化の急激な進展等)と特段の相関性は見られないため、郵便物数の推移から予測する。この場合、ICTへの移行の度合いのほか、特に、第二種郵便物等の料金値上げの状況を踏まえたものとするのが適当である。
- 郵便局窓口業務については、他の銀行や保険会社など業界全体の動向と特段の相関性は見られないため、窓口業務委託手数料の変化の状況を踏まえ予測するのが適当である。
- 郵便役務や郵便局窓口業務について、本格的な需要動向調査を実施することが望ましい。

○ 郵便物等物数の推移は、人口やGDPの推移と特段の相関性は見られない。



※2010年度と2011年度については東日本大震災の影響を除くための補正処理を施している

- 日本郵便の手数料の推移を、業界の活動動向（活動指数）と比較した。
- 日本郵便の手数料の傾向は、業界全体の活動傾向とは乖離している。



※業界動向としては、経済産業省の公表している「第3次産業活動指数」を用いた。同指数は、第3次産業に属する業種の生産活動を総合的に捉えることを目的として、売上高や取扱量などの各種の指標から作成されているもの。

※活動指数、手数料ともに、2008年度を100とする指数化を行っている。

第4 今後の取組

- 本検討会の議論を踏まえた改善モデルに基づく郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定については、今回は行わないが、改めて算定する際は、本検討会で示した方向性を基に、本検討会や審議会等第三者的な体制の場で、算定及びその算定結果の評価を行うことが適当である。
- また、算定については、平成29年6月1日の第二種郵便物等の料金改定の影響、郵便・物流ネットワークの一定の再編といった事業環境の変化を反映したもので算定することが望ましいことから、平成29年度以降のデータを入手して、平成30年度以降に算定することが適当である。ただし、いずれの場合も、日本郵便のデータ提供が不可欠であることから、必要な協力を求める必要がある。

第5 開催要綱・開催実績

コストの算定手法等に関するWG 開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ(以下「本WG」という。)は、「郵便のユニバーサルサービスに係る課題等に関する検討会」(以下「検討会」という。)の下で開催されるワーキンググループとして、ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討を行うことを目的とする。

2 名称

本WGは、「コストの算定手法等に関するワーキンググループ」と称する。

3 検討内容

ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討

主査	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
主査代理	竹内 健蔵	東京女子大学 現代教養学部 教授
	泉本 小夜子	公認会計士
	高橋 賢	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授
	山田 忠史	京都大学大学院 経営管理研究部 准教授 (工学研究科 都市社会工学専攻 准教授 兼任)
	横田 純子	特定非営利活動法人素材広場 理事長

4 運営

- (1) 本WGの構成員は別紙のとおりとする。 →
- (2) 本WGの主査は、検討会座長が指名する。
- (3) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 本WGにおいて検討された事項は、主査が取りまとめ、これを検討会に報告する。
- (8) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事等の公開

- (1) 会議及び本WGの資料については、それぞれ、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると主査が認める場合を除き、原則として公開する。
- (2) 本WG終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

6 開催期間

平成28年8月から1年程度を目途とする。

7 庶務

本WGの庶務は、情報流通行政局郵政行政部郵便課が、郵政行政部関係課室と連携して行う。

コストの算定手法等に関するWG 開催実績

平成28年 8月2日	第1回 【議題】 郵政事業のユニバーサルサービスの現状、情報通信審議会答申概要、 郵政事業のユニバーサルサービスコスト、検討スケジュール(案)、今後の主な検討事項等
9月20日	第2回【非公開】 【議題】 情報通信審議会における郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定の手法等
10月28日	第3回【非公開】 【議題】 諸外国における郵便のユニバーサルサービスコストの算定事例、日本郵便株式会社へのヒアリング等
11月25日	第4回【非公開】 【議題】 日本郵便株式会社への質問事項の回答、 ユニバーサルサービスコストの算定手法の検討に関する論点等
平成29年 1月27日	第5回【非公開】 【議題】 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルの主な検討課題等
2月22日	第6回【非公開】 【議題】 日本郵便株式会社へのヒアリング、 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルの主な検討課題等
3月9日	第7回【非公開】 【議題】 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルの算定方法、 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルの主な検討課題等
3月27日	第8回【非公開】 【議題】 郵政事業のユニバーサルサービスコスト算定モデルの主な検討課題、 郵政事業のユニバーサルサービスコストの算定の意義、必要性、算定結果の活用可能性等
4月25日	第9回【非公開】 【議題】 これまでの議論の整理